

安来市 訪問型サービス(独自) 現行相当 サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合	÷ 30.4日 = 39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合	÷ 30.4日 = 77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合	÷ 30.4日 = 123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日 = 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷ 30.4日 = 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日 = 1 単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日 = 1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	÷ 30.4日 = 1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日 = 1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10 %減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15 %減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12 %減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15 %加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15 %加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10 %加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10 %加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5 %加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5 %加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算		